

議案第 8 2 号

三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
定める。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例

三田市の組織及びその事務管理に関する条例（平成16年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条総合政策部の項の前に次の1項を加える。

危機管理部

- (1) 危機への適切な準備と対応による市民や地域の安全の確保及び犯罪や事故の未然防止と暮らしの安全安心の確保

第3条総合政策部の項第3号中「市政情報の提供」の次に「及び広聴の充実」を加え、同項第5号を次のように改める。

- (5) 公民連携によるまちづくりの推進に向けた総合調整

第3条経営管理部の項第2号中「及び広聴の充実」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同号の次に次の1項を加える。

- (4) 情報政策の企画立案、総合調整などデジタル技術を活用した利便性の高い暮らしの実現

第3条経営管理部の項第6号及び第7号を削り、同項第8号を同項第6号とし、同項第9号を削り、同項第10号を同項第7号とし、同項を総務部の項とし、同項の次に次の1項を加える。

財務部

- (1) 建設費と維持管理経費に配慮した公共施設の建設及び改良
- (2) 計画的で効率的な予算執行など健全な財政運営の確保と行財政改革の推進
- (3) 市税の適正で公平な賦課徴収による財源の確保と納税意識の高揚

第3条地域共創部の項第7号及び第8号を次のように改める。

- (7) 市民との連携等による自然環境の保全、汚染の防止、省エネルギーなど環境にやさしいまちづくり
- (8) 資源の再利用、再資源化等による廃棄物の減量化の推進と適正で効率的な処理による生活環境の保全

第3条地域共創部の項第9号から第11号までを削り、同項を市民生活部の項とし、同項の次に次の1項を加える。

産業振興部

- (1) 市の魅力の内外への発信とふるさとに誇りと愛着をもって培う都市ブランドの創出
- (2) 恵まれた自然や多彩な文化など観光資源の活用による多様な交流観光の創出
- (3) 魅力ある商工業の振興と創業の支援、企業の誘致による雇用の確保など活力とにぎわいのあるまちづくり
- (4) 新鮮で安全な農産物の生産及び流通の促進による農業の持続的な発展の確保
- (5) 農業、農村、里山のもつ特性を生かした豊かで住みよい環境づくり

第3条共生社会部の項を健康福祉部の項とし、同条まちの再生部の項を都市整備部の項とし、同項第6号及び第7号を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。